

令和3年3月17日

学生及び保護者の皆様

舞鶴工業高等専門学校  
校長 内海 康雄

新型コロナウイルス感染症の対応について（3月17日時点）  
— 令和3年度新学期の開始及び開寮について —

平素より、本校の教育活動ならびに新型コロナウイルス感染症対応にご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

令和3年度の始業式まで2週間あまりとなりました。本校では、引き続き新型コロナウイルス感染症の予防策を講じ、下記のとおり登校開始及び開寮を行いますので、お知らせいたします。

なお、3月20日（土）以降は、不要不急の外出を極力控え、感染予防対策と体調管理を行っていただくとともに、Microsoft365 の Forms による「健康調査」へも回答するよう、ご家庭でもご指導よろしくお願いいたします。

また、入寮及び登校にあたっては、別途令和3年3月12日付け文書にて学寮から詳細をお知らせしておりますので、適切にご対応くださるようお願いいたします。

記

1. 令和3年度当初の予定について

開寮作業日：4月3日（土）[在校生]、4月4日（日）[主に新入生]

始業式：4月6日（火）

2. 登校にあたっての遵守事項について

- ① 毎朝（土日祝の休日を含む）、健康管理表（平常時）による健康チェックと検温を行い、Microsoft365 の Forms による「健康調査」に回答してから登校すること。（毎朝7時10分に「健康調査」についてのメールが送信されるので、8時20分までに回答すること。）発熱症状がある場合、その他風邪の症状などが見られる場合には登校せず、必ず担任または学生課教務係まで連絡すること。未回答学生及び発熱・風邪症状等がある学生の校舎への立ち入りは認めません。

※ 3月20日（土）以降は、毎朝の健康チェックと Forms による「健康調査」の回答を再開しますので、忘れないようにしましょう。【3月20日以降、1日でも「健康調査」を回答していない学生の登校は認めません。】

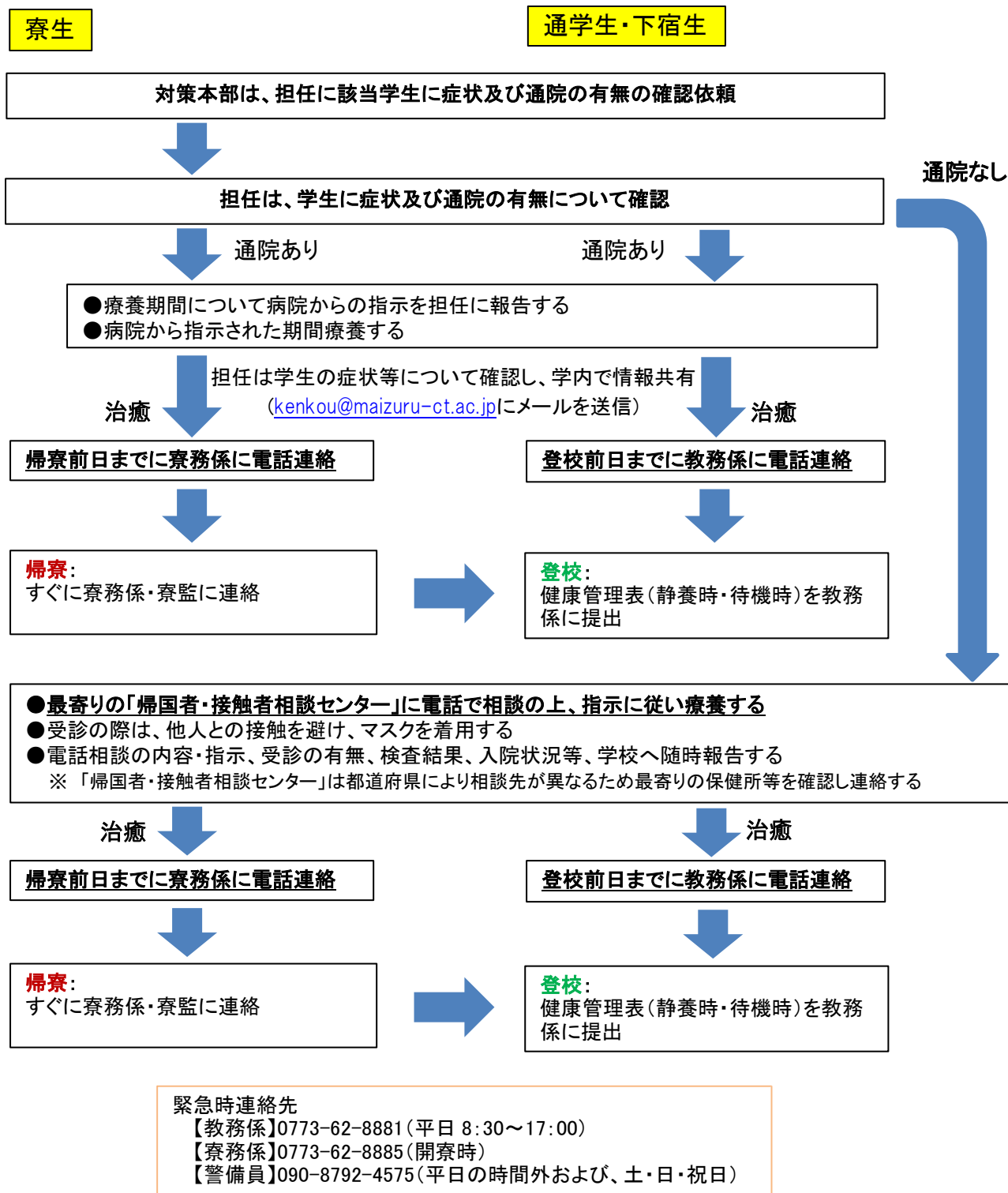
※ 健康調査回答用 Forms の URL は変更となります。ブックマークをしている学生は、3月20日以降の「健康調査メール」より再度登録してください。

- ② 寮生は学寮で手洗い（もしくは手指消毒）を行ってから登校すること。通学生は登校後、まず、手洗い（もしくは手指消毒）をすること。登校後はこまめな手洗いを原則として、必要に応じて手指消毒を行うこと。（手洗いは30秒程度かけて水と石鹸等で丁寧に洗うこと。消毒液は各クラスの教室及び校内各所に設置しています。）

- ③ マスクを着用すること。  
※マスクは各自で用意してください。  
※マスクを着用していない場合は授業に出席できません。
- ④ 人と接する際はできるだけ間隔をあけ、会話をする際は、可能な限り真正面を避けてください。
- ⑤ 本人もしくは同居する家族が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、または濃厚接触者と特定された方がいる場合には、登校せず、必ず担任または学生課教務係に連絡してください。
- ⑥ 基礎疾患等があり、新型コロナウイルス感染症への罹患リスクを避けるため、対面授業への出席を控えたい場合は、遠隔授業による対応を検討しますので、担任または学生課教務係までご連絡ください。
- ⑦ 令和2年度は、長期休業明け2週間程度の期間に発熱症状や体調を崩す学生が多くいました。ご家庭でも体調管理についてご指導をお願いいたします。学寮においては、特別運営により、本人もしくは同室者の発熱・風邪症状があった場合には急遽お迎えをお願いすることがありますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

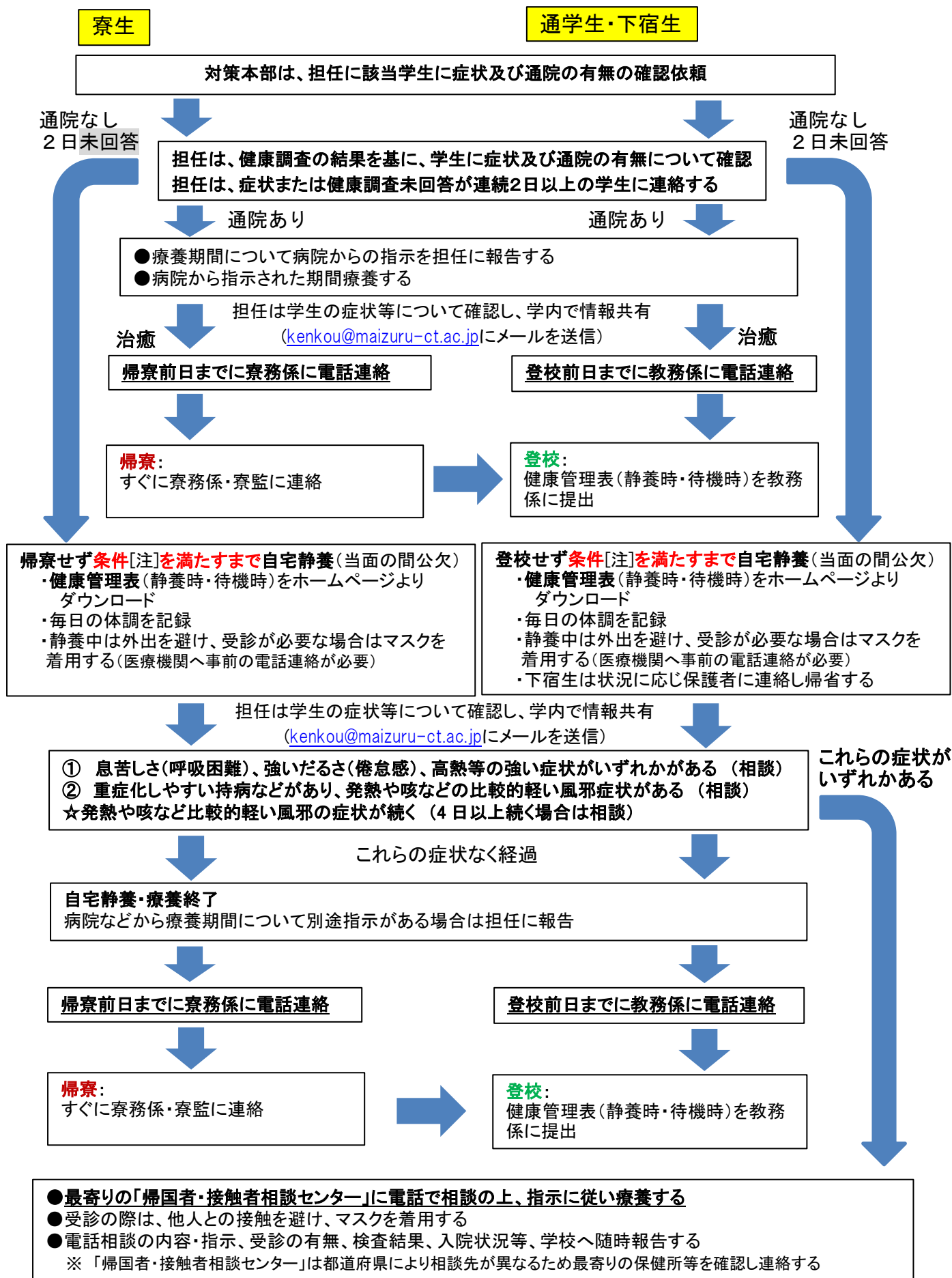
以上

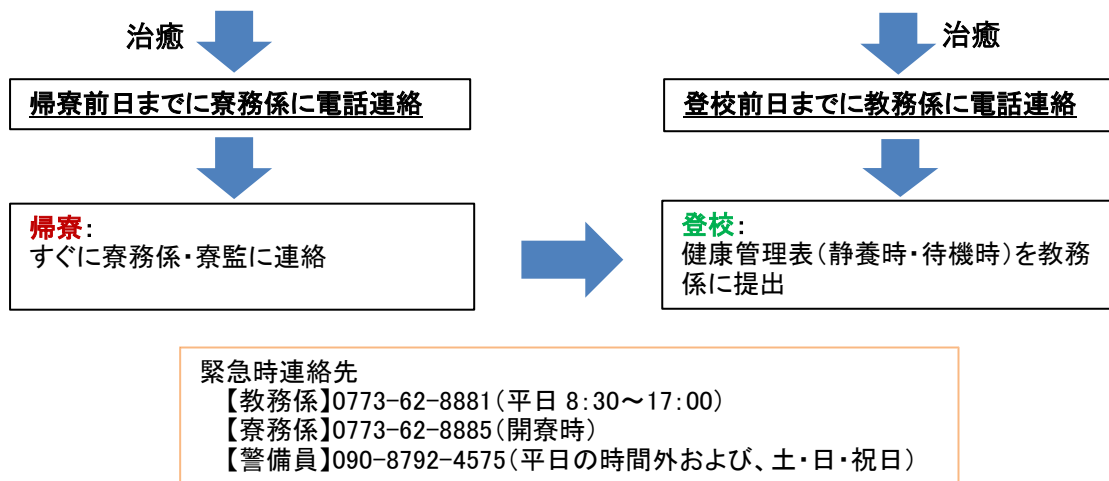
3月20日～4月2日の健康調査において、  
「発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が連続4日間」の場合の対応



※ 自宅で療養する場合は、「家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」(厚生労働省HP)を参考にしてください。  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

3月20日～4月2日の健康調査において、「発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が連続4日未満」の場合の対応





※ 自宅で療養する場合は、「家庭内でご注意いただきたいこと ~8つのポイント~」(厚生労働省HP)を参考にしてください。  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

### [注] 復帰の目安

#### ● 症状がある場合

次の1)及び2)の両方の条件を満たすか、受診した医療機関より指示された静養期間を迎えたとき

- 1) 発症後に少なくとも8日が経過している
  - 2) 薬剤<sup>※</sup>を服用していない状態で、解熱後及び風邪症状<sup>※※</sup>消失後に少なくとも3日が経過している
    - ※ 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤
    - ※※ 咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など
- 8日が経過している: 発症日を0日として8日間のこと  
 3日が経過している: 解熱日・症状消失日を0日として3日間のこと

自宅静養にあたり、「新型コロナウイルス感染症対策行動計画」に記載されている「感染が疑われる場合の対応について」を熟読すること

新型コロナウイルス感染症対策行動計画:

[https://www.maizuru-ct.ac.jp/wp-content/uploads/2020/07/koudoukeikaku\\_20200710.pdf](https://www.maizuru-ct.ac.jp/wp-content/uploads/2020/07/koudoukeikaku_20200710.pdf)

#### ● 健康調査に未回答の場合

症状の有無を学生または保護者に確実に確認し、症状がある場合は上記に従う

今後の健康調査に毎朝必ず回答してから登校するよう、強く指導する (★健康調査未回答者は、当日登校禁止)